

進路通信

第3号

岩手県立宮古恵風支援学校

進路部

発行 令和2年9月30日

(年間5回発行)

第2回中学部校内実習

8月31日(月)～9月11日(金)の10日間の実習でした。働くことを「経験」することを目的に実習しました。班目標や個人目標を掲げ、目標達成と作業製品販売会に向けて紙製品作りを頑張っていました。全員、1回目より「体力」、「集中力」が成長していました。



<玉ねぎの植え体験>

高等部が農福連携事業で取り組んでいる「カリー亭」の玉ねぎの植え体験を初めて中学部も体験しました。進路学習として、「事業所の仕事の経験をする」「高等部の作業見学をする」学習をしました。



15日(火)にマリンコープ DORA で作業製品販売会を開催しました。校内実習で作った製品を4名の代表生徒が販売してきました。大雨の中、たくさんの方々が買いに来てくれました。ありがとうございました。16,250円売り上げることができ、生徒たちは達成感を感じていました。



実習報告会

10日間の実習の成果を報告です。目標達成することができました。



渡いた紙：757枚 はがしたラミネート：3292枚 詰めたすいとる：200個
メモ帳：26冊 ポチ袋：33セット カレンダー：10冊 封筒：35セット
鮭皮：8セット すいとる：29セット ぼくすき(表紙)：137枚

知っく情報

○就労移行支援事業所における就労定着支援事業について

就労定着支援とは、2018年4月から始まった改正障害者総合支援法に基づくサービスです。一般就労をしている障害のある方が長く職場に定着できるよう、福祉サービスを提供する事業所がさまざまなサポートをします。宮古圏域においては、「多機能事業所すきっぷ」がこのサービスを提供しています。

就労定着支援の対象者は、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、生活介護、自立訓練サービスを経て、一般就労をした方になります。(※「進路の手引き」の14ページより抜粋。)

サポート内容は ①就労に伴い生じる生活面の課題(生活リズム、体調の管理、給料の浪費等)の把握。

②企業や関係機関等との連絡調整。

③課題解決に向けた指導・助言等の支援の実施 となっています。

○新賃金・年金・給付金等について

1. 賃金(岩手県HPから引用)

・岩手県の最低賃金は令和元年10月4日から790円に改正されました。さらに令和2年10月3日から793円に改正予定です。

・岩手県内の障がい者就労支援事業所における工賃(賃金)実績は
就労継続支援A型事業所…月あたり79,343円(時間あたり758円)
就労継続支援B型事業所…月あたり19,363円(時間あたり221円) となっています。

2. 年金、給付金(詳細は進路の手引きP29をご覧ください。)

・障害基礎年金や特別児童扶養手当等、年金、給付金の種類は多岐に渡ります。それぞれ支給額は変動しますので詳しくは各市町村福祉課にお問い合わせください。

